

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 録

令和2年3月24日 午後3時00分 開議

出席委員

教 育 長	高 本 訓 久
委 員	林 正 美
委 員	菅 沼 由 貴 子
委 員	渡 辺 時 行
委 員	戸 苺 恵 理 子

説明のための出席者

教育部長	原 田 潔
教育部次長兼生涯学習課長	前 田 清 彦
教育部次長兼学校教育課長	河 原 克 明
教育部次長兼中央図書館長	近 藤 慎 一
庶務課長	酒 井 保 吏
学校教育課主幹	小 林 和 弘
生涯学習課長	林 弘 之
スポーツ課長	戸 苺 憲 司
学校給食課長	牧 平 行 史
中央図書館主幹	尾 崎 浩 司

教育長が指定した事務局職員

主 事	鳥 居 政 治
主 事	柴 田 訓 代

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 教育長職務代理者の指名
- 第3 第10号議案 令和2年度教育委員会職員の人事異動について（非公開）
- 第4 第11号議案 令和2年度における豊川市図書館の休館日について
- 第5 第12号議案 豊川市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第6 第13号議案 豊川市社会教育審議会の答申について
- 第7 教育長報告 令和元年度3月補正予算について（専決処分）
- 第8 その他報告 部活動指導ガイドライン（案）について

「高本教育長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、教育長において、林・戸苧両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「高本教育長」 次に、日程第2「教育長職務代理者の指名」を行います。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第2項の規定により、教育長が職務代理者を指名するものです。令和2年4月1日からの教育長職務代理者として、菅沼委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

「高本教育長」 続きまして、日程第3、第10号議案「令和2年度教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。なお、本案は職員の人事に関する案件ですので、議事は非公開とし、会議内容の議事は別に記録するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認め、本案は非公開で行います。それでは、事務局からの説明をお願いします。

「原田教育部長」 第10号議案「令和2年度教育委員会職員の人事異動について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は職員の人事に関わるため非開示)

「高本教育長」 続きまして、日程第4、第11号議案「令和2年度における豊川市図書館の休館日について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「近藤中央図書館長」 第11号議案「令和2年度における豊川市図書館の休館日について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 一つよろしいでしょうか。コロナウィルスの影響で閉館日数が非常に増えている中で、もう少し工夫が出来ないのか、短くならないかと思うのですが、それは難しいのでしょうか。整理のためにこれだけの期間が必要だと決まっているのでしょうか。

「高本教育長」 例えば、今の休館期間を上手く使えないかということですか。

「林委員」 そうです。もう少し何とかならないものですか。

「近藤中央図書館長」 現在の休館期間には普段できないことをやっています。例えば、地下書庫が飽和状態となっているため、遅延している除籍作業を進めたり、雑誌や書籍の配置を変えたりしています。また、館内の清掃や傷んでいる箇所での修繕なども行っています。特別整理日としてこれだけの期間を設けなければいけないかというご指摘ですが、その時期に必要なことを実施しますので、そのようにお考えいただき

たいと思います。

「高本教育長」 他にはよろしいでしょうか。特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第4、第11号議案「令和2年度における豊川市図書館の休館日について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第5、第12号議案「豊川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第12号議案「豊川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 新たに令和2年度から3年度の文化財保護審議会委員として、このメンバーに委嘱をしていくということです。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。一点確認をさせていただくのですが、委員の専門を見ると歴史分野の方が多くなっています。文化財保護ですから当然そうなるのだらうと思いますが、これは同じ歴史でもそれぞれ専門分野、例えば神谷委員は近世・近代史と言われていましたが、そのように多少ジャンルが違うと捉えてよろしいですか。

「林生涯学習課長」 専門の欄には単に歴史と書いてありますが、考古学や古代史、また中世、近世史などそれぞれの委員に得意分野があります。研究テーマも多岐にわたりますので、バランスよく委員になっていただきたいと思っています。現在、近世・近代史の方が欠けておりましたので、神谷先生が適任ということでお願いしたいと思っています。

「戸荻委員」 豊川市にゆかりのある方が多いのでしょうか。

「林生涯学習課長」 はい。ほとんどが豊川市もしくは豊橋、新城など近隣に在住、在勤で、東三河に研究テーマを持った方です。

「戸荻委員」 人選は大変でしたか。

「林生涯学習課長」 実は結構大変でした。小林委員が亡くなられてからずっと後任を探していたのですが、なかなか近世・近代史をこの辺りで研究されている方がお見えにならず、ずっと探しておりました。今回、人づてに神谷先生にアポを取りましたら何とかご承諾いただけたという状況です。近隣に人材が少ないので、今回はかなり苦労しました。

「戸荻委員」 長く続けていただけるのでしょうか。

「高本教育長」 名簿に元教員、名誉教授と書いてあるので、そういう意味では第一線を退かれた方々が多いと思いますが、神谷委員については現役の大学教授なので大変だらうと思いました。

「戸荻委員」 例えば2年という期間をもう少し長くすれば安心と言いますか、そういう訳にもいかないですか。

「林生涯学習課長」 委員の任期は条例で2年と決まっています。長ければ長いほど

良いというものでもなくデメリットが出てくることもありますので、時々交代があった方が良く思っています。ただ、なかなか人材がいなのが正直なところで、長くお願いしている方が多いのが実情ですが、人材さえいれば定期的に交代を考えていきたいと思っています。

「高本教育長」 時には若返りも必要になってくるでしょうね。他にはよろしいでしょうか。特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第5、第12号議案「豊川市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第6、第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「林生涯学習課長」 第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 社会教育関係団体に対する補助金の交付等について社会教育審議会へ諮問したことに対し、社会教育審議会から諮問の通り実施されるよう要望する旨の答申があったということです。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。特にご質問、ご意見がなければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

「高本教育長」 異議なしと認めます。日程第6、第13号議案「豊川市社会教育審議会の答申について」は、原案のとおり可決いたしました。

「高本教育長」 続きまして、日程第7、教育長報告「令和元年度3月補正予算について（専決処分）」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「酒井庶務課長」 教育長報告「令和元年度3月補正予算について（専決処分）」を資料に基づき説明。

「高本教育長」 国のGIGAスクール構想について、コンピュータ整備に国庫補助が出るということで、昨日の市議会において補正予算の承認をいただいたということです。総額が4億1,281万円の大事業ですので、議員からも様々なご質問をいただきました。この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 地域差がなくなるという点においては素晴らしいと思うのですが、事業の完了は令和5年度ですよね。市内でも随分差がついてしまっていますが、この辺りは何とか前倒しでやっていくことは出来ないでしょうか。

「酒井庶務課長」 令和5年度までの4年間で段階的な整備をしていくことになりましたが、端末の整備については基本的に学校ごとに整備をするのではなく、全体に押し並べて整備をしていくような形になります。例えば、令和2年度に1/5を各学校に配

備したとすると、当面はその端末を学校の中で共有して使っていただくこととなります。台数が増えていけば、例えば月に1回の使用から、段々と週に1回、2回という形で使用する回数を段階的に増やしていき、最終的には1人1台に対応する形になります。

「林委員」 そうすると学校間の差はあまりつかないということですね。今までの事業は大抵が学校ごとに整備をしていましたので、非常に良いと思います。ぜひ頑張っ
てできるだけ早く整備をしていただきたいと思います。

「菅沼委員」 この金額はLAN整備だけではなく、端末の整備まで全て入っている
ということですか。

「酒井庶務課長」 今後1人1台使えるようにするためには高速の通信がなければ、
皆が同時に使用すると止まってしまいますので、まずは校内LANを高速回線にする
ことや無線のアクセスポイントを整備していくことがスタートになります。今の想定
としては、令和2年度の補正予算で端末の整備を段階的に進めていきたいと思ってい
ますが、今回の補正予算には端末の金額は入っていません。

「菅沼委員」 まずLANの整備を行って、端末も含めて全て整うのが令和5年度と
いうことですね。

「高本教育長」 令和2年度の当初予算においては、モデル校の端末の台数を増やす
という話でしたが、今後の補正予算で更にタブレット端末を購入し、学校に配備して
いく考えとのこと。補正予算に上げる場合は、先ほどの説明にあったように1台
当たり4万5千円の国の補助をもらえるという前提ですね。

「酒井庶務課長」 基本的には、4万5千円が上限になります。約1万5千台の整備
となりますので、端末だけでも6億、7億という金額になります。加えてパソコン機
器の更新は5年が目安となりますので、さらに5年後にまた費用負担が発生します。
今のところ国のサポートがあるのか分かりませんので、更新時の補助についても国に
要望していかなければならないと考えています。

「菅沼委員」 十年後、何十年後を見据えて費用の面も考えていかなければなら
ないということですね。

「高本教育長」 タブレット端末がないからダメ、物を入れたから大丈夫という話で
はなく、次は使い方の問題を重ねて考えていく必要があると思います。他にはよろし
いでしょうか。それでは、教育長報告「令和元年度3月補正予算について（専決処分）」
の報告は以上とさせていただきます。

「高本教育長」 続きまして、日程第8、その他報告「部活動指導ガイドライン（案）
について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いします。

「小林学校教育課主幹」 その他報告「部活動指導ガイドライン（案）について」を
資料に基づき説明。

「高本教育長」 この件について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員」 部活はあくまで学校教育の一環だということがメインになっていて、非

常にすっきりして分かりやすいと思います。ただ、部活動でいつも問題になるのは指導者の体罰です。それが最後に書いてありますが具体性がないですね。ここをもう少し具体的にしないといけないと思います。一般的に体罰はダメだということは分かるのですが、では部活における体罰とは何かということをもう少し具体的に事例として入れ込んだ方が良くと思います。その辺りはいかがですか。

「小林学校教育課主幹」 具体的に言いにくい部分もありますので、学校訪問や校長会等で具体的に示していきませんが、文面としてはこの程度の表現で考えています。

「林委員」 多分そう言われるのではないかと思いました。ガイドラインですので具体的な事例は入れにくいかもしれませんが、例えばこれを校長会で配って、後で校長が学校の職員に話す際に具体例がないと伝わりにくいですよ。

「小林学校教育課主幹」 校長会で配布する際に具体的な事例を出しながら説明していくようにしたいと思います。

「林委員」 熱中症のことが書いてありますが、例えば子どもたちに長時間水を飲ませないというのも私は体罰だと思います。そのように具体的に話したほうが浸透する気がします。ぜひその辺りをお願いします。

「高本教育長」 他にはありませんでしょうか。

「渡辺委員」 休養日を設けるといっていますが、これは多忙化改善ガイドラインの取組としても挙がっていましたが、それから1年半経っていますが、実際にきちんと守られているのかは誰が見ているのでしょうか。

「小林学校教育課主幹」 校長先生です。

「渡辺委員」 学校でしっかり守られているのであれば良いのですが、熱心な先生はもっと練習させて欲しいとか、保護者からの希望など、いろいろな面で障害があるということはないですか。

「小林学校教育課主幹」 大会前などに練習試合を入れることもありますが、そういう場合は休養日を他に設けることになっています。基本的にはこのルールの中でやっています。

「渡辺委員」 強豪校ほど熱心に打ち込んでしまうことが往々にしてありますので、その辺りが守られないことのないようにして欲しいです。

「高本教育長」 大会が近づいた時云々は、このガイドラインではなくて校長会の内規等で定められていましたか。

「菅沼委員」 練習試合ではなく大会へ参加する場合については、ここに書いてあります。

「小林学校教育課主幹」 このガイドラインには「大会への参加等により週末に活動する場合は、代替え休養日の確保に努める」としています。

「高本教育長」 必ず取りなさいではなく「努める」となっている辺りが、渡辺委員が心配されるように弱いかもかもしれませんね。他にはありますか。

「高本教育長」 これは教職員一人ひとりに配るのですか。

「河原教育部次長」 校長会では紙ベースで配布し、学校へはPDFデータを送る予

定です。各学校で印刷し、職員で共有するようお願いしようと思っています。

「高本教育長」 冒頭、林委員が言われたように、直接担当している先生方が目を通していないのでは意味がないのでお聞きしました。他にはよろしいでしょうか。それでは、日程第8、その他報告「部活動指導ガイドライン（案）について」の報告は以上で終了とさせていただきます。

本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会は閉会といたします。

（午後3時52分 閉会）